

「商工会 販路開拓支援助成金」と「物価高騰対策 販路拡大・人材確保支援助成金」の違い

名 称	商工会 販路開拓支援助成金	物価高騰対策 販路拡大・人材確保支援助成金
対象者	栗東市商工会員の中小企業・個人事業主	栗東市内に事務所・事業所のある中小企業者（会員・非会員問わず）
補助対象事業 (何に使えるの?)	・ 広告宣伝に係る費用（ノベルティグッズは不可） ・ 展示会等への参加費用	・ 販路開拓・販売促進にかかる費用(販促用品(ノベルティグッズ)可) ・ 人材確保にかかる費用
	※年賀状・暑中見舞状、カレンダー、名刺、税込 10 万円以上の看板はどちらの助成金とも不可	
助成金額	上限 30,000 円（千円未満切捨）	
助成率	補助対象経費（税抜）の 10/10	
申請上限回数	1 事業所 1 回	
補助対象期間	令和 7 年 4 月 1 日（火）～令和 8 年 1 月 31 日（土） ※期間内に補助対象事業を実施・完了することが要件	
申請受付締切	令和 8 年 2 月 10 日（火） ※但し、予算に達し次第、終了	
提出書類	① 交付申請書（様式 1）・申請時チェックリスト ② 販路開拓費用が記載された請求書等コピー ③ 支出を証明できる書類 ④ 販路開拓の実績が確認できるもの	① 申請書（様式第 1） ② 誓約書（様式第 2） ③ 補助対象経費にかかる見積書および請求書の写し ④ 補助事業を実施したことが確認できるもの ⑤ 経費支払いにかかる銀行振込(明細)受領書または領収書の写し ⑥ 栗東市内で事業を行っていることがわかるもの ⑦ 振込口座の内容が印字されている部分の通帳の写し
申請方法	郵送、持参	
その他	同一事業内容で他の補助金・助成金等を受けている場合は対象外	